

申第34号に対する窓口説明

設備不良による労働災害 団体交渉拒否に対して抗議！

会社は、3月30日、2月2日に申し入れた申第34号「新幹線大井車両基地における労働災害に関する団体交渉開催の申し入れ」に対して、団体交渉を開催せず窓口での説明を行いました。本部は、基地の老朽化に伴う施設の不備による大怪我であり、一步間違えれば人命にもかかわる重大な災害であるにもかかわらず、団体交渉すら行わない会社の姿勢に抗議し、早急な設備の改善を強く追求しました。

《申第34号（2月2日申し入れ）と回答》

新幹線大井車両基地における労働災害に関する団体交渉開催の申し入れ

1月19日、新幹線大井車両基地第二検修庫において重大な労働災害が発生した。被災した方は、協力会社・新幹線メンテナンス東海大井日勤事業所の社員であった。大井車両基地の設備不具合については、再三再四、特にJ R 東海労働組合新幹線地本が指摘してきた。これに対する会社の無対応がこの労働災害を発生させたのであり、J R 東海労働中央本部として看過できない問題である。

従って、以下のとおり申し入れるので、団体交渉を開催すること。

【回答】

本件は協約上の団体交渉事項には当たらず、団体交渉は開催しない。

1. この労働災害について、発生から被災者を医療機関に収容するまでの詳細を時系列で明らかにすること。また、被災者の診断結果と治癒見込み期間を明らかにすること。

【回答】

本人は、第二検修庫6番線10号車の清掃作業終了後、次の作業場所である3番線へ向かうため、6番線のサービスデッキを移動していた。この時、階

段の手前で床面凹み（約1 cm）に躓き、体制を崩しながら止まり切れずに2.5 m先の階段より転落した。その際、階段で一度身体を打ちつけた後、階段下の床面へ転落し受傷したため、SMT社員が医療機関へ搬送した。

受傷の程度は、左頬骨骨折、左鎖骨骨折、左第5、6肋骨骨折、左膝蓋骨骨折であり、約3ヶ月の加療見込みと診断された。

2. この労働災害の原因を明らかにすること。

【回答】

本人が足元をよく確認していなかったことが原因である。対策として、SMTでは点呼周知による注意喚起や、躓き防止教育を行う予定である。加えて、車内清掃担当者はつま先が高い安全靴を着用する予定である。なお、当該箇所は2/17に修繕を実施しており、他の箇所も順次修繕を実施していく。

3. 会社は大井車両基地の老朽化について、JR東海労が再三再四指摘してきたことから、承知していたはずである。にもかかわらずその不具合、老朽化を放置したことがこの労働災害の根本原因であり、結果として協力会社の社員に怪我を負わせたのである。見解を示すこと。

【回答】

サービスデッキ床面の凸凹やグレーチングの段差等、不具合箇所については把握しており、関係箇所へ報告し、優先度を考え順次修繕を実施していく。

4. 全社的に設備の不具合、老朽化を調査し対策を行うこと。

【回答】

不具合箇所については適切に修繕を実施していく。

5. 前項の内容について労働組合に明らかにすること。

【回答】

不具合箇所については適切に修繕を実施していく。不具合箇所について全てを個別具体的に労働組合へ明らかにする考えはない。

6. 会社はリニア中央新幹線建設のため、コストダウンに躍起になっている。これ以上のコストダウンの追求はやめ、労働者が安心して働ける職場環境を整備すべきである。見解を示すこと。

【回答】

不具合箇所については適切に修繕を実施していく。

7. リニア中央新幹線建設は中止すること。

【回答】

そのような考えはない。

《主なやり取り》

組合：団体交渉を行わないことに抗議し、対立を確認する。

会社：新幹線事業本部と新幹線地本は3月15日に業務委員会を行った。

組合：ものすごい大怪我である。

会社：そうである。

組合：原因が本人の不注意みたいにされているが、これは設備の不良が原因ではないか。

会社：会社の設備不良にも原因はある。会社として反省点がある。本人だけの責任ではないが、直接的には本人が足元に注意していなかったので躓いた。本人もそのように言っている。

組合：第二は建物が古くてボロボロである。そこらじゅうに穴が開いているのではないか。

会社：危険な箇所は把握している。優先順位を決めて順次直していく。3月1日から10日までに15箇所の修繕を実施している。

組合：組合から危険な箇所について多く指摘している。真摯に耳を傾けて早急に徹底的に直すよう求める。

会社：優先度を決めて直していく。

以 上